

# CASBEE 建築評価認証

## 申請要領

2009年 1月 15日



財団法人 建築環境・省エネルギー機構

建築研究部

この申請要領は「建築物総合環境性能評価認証制度要綱」第4条、及び別記2に基づく内容についてその細目を定めたものである。

## <申請上の注意点>

### 1. 対象建築物

CASBEE-新築、CASBEE-新築（簡易版）、CASBEE-既存、CASBEE-改修のいずれかを使用して評価を行った建物であり、延べ面積が原則として2,000㎡以上の建築物とする。

なお、地方自治体で運用されているCASBEEの場合、CASBEE-新築（簡易版）を基に開発されたものについては、本制度の対象建築物とみなすことができる。

### 2. 申請者

申請者は、原則として申請対象建築物の建築主とする。ただし申請対象建築物の建設や所有に対して十分責任を負う立場にある者の場合には、この限りではない。

### 3. 評価者

申請者は申請時に上記のCASBEEによって評価された結果を提出しなければならない。この評価を行う者は、「CASBEE評価員登録制度要綱」第8条により、申請時に登録されているCASBEE建築評価員であることを必須とする。

### 4. 資料の作成者

申請資料については、上記の評価者が作成すること。

### 5. 委任及び連絡先について

評価者及び連絡先の窓口となる者が申請者と異なる場合には、評価者及び窓口となる者が、申請者より委任を受けた者であることを表す書類を提出すること。

評価者と連絡先の窓口となる者はできるだけ同一であることが望ましいが、異なる場合には、窓口となる者は申請内容及びCASBEEの評価方法について十分な知識を有する者とする。

### 6. 使用するCASBEEツール

設計・建設時及び竣工後3年までの期間については、CASBEE-新築及びCASBEE-新築（簡易版）を用いて評価することができる。また、竣工後1年以上経過した建築物については、現在の状態に基づき、CASBEE-既存で評価することができる。CASBEE-改修については、大規模改修を行う際の、現状の状態及び改修設計の内容に基づいて評価するものであり、CASBEE-既存と同様に竣工後1年以上経過していることが必要である。詳細については各評価マニュアルを参照のこと。

複合用途建築物の場合には、1用途毎の単用途建築物として評価した結果と、複合用途建築物評価ソフトを用いて各用途の結果を集計した結果の両方が必要となる。これは認証申請の場合にだけ用いるソフトであり、CASBEEのホームページから認証制度のページから無料でダウンロードできる。

#### (補足) 認証機関と評価者の役割について

認証機関は、申請された図書が該当するCASBEEの評価マニュアルによって適正に評価されているかについて審査します。従って評価者は、評価の根拠となる資料を明らかにし、その理由を項目毎に説明することが必要です。

<申請手続きの流れ>

## **1. 事前相談**

都合により申請受付を行わない場合がありますので、必ず申請前に事務局へご相談下さい。受付する場合には申請内容や資料の内容等について事務局で事前確認を行います。

## **2. 申請受付**

以下の資料を事務局にご提出下さい。提出は持参又は郵送・宅配便等にてお願いします。持参される場合は、事前に事務局までご連絡下さい。

資料に不足がある場合や誤りがある場合には、申請は受理できませんのでご注意ください。

提出後、事務局で資料の内容を確認し不備があった場合には申請は受理できません（資料を返却します）。申請者は予め、申請チェックリストの申請者記入欄の対応する総ての項目に記入されており、審査資料に不足が無いことを必ず確認して下さい。特に「評価の考え方」の欄には、レベルを判断した根拠を具体的に記入して下さい。

### ①CASBEE建築評価認証申請書（様式1）

：1部（申請日と理事長名、申請者名を記載し、押印したもの）

### ②CASBEE建築評価認証審査資料（別紙2-1～2に示す資料）

：正本1部、副本1部（合計2部）（A4ファイル背表紙付き）

※審査の過程で、審査資料の内容について指摘されることがありますので、必ず控えを作成し、保管しておいて下さい。

## **3. 審査費用の支払い**

申請受理後、（別紙4）に掲げる審査費用をご請求させていただきますので、指定された期日までに所定の銀行にお振込み下さい。なお、振込手数料は申請者負担とさせていただきます。

## **4. 審査**

申請された資料の内容について確認後、問題が無ければ審査を開始します。申請者には審査を開始した旨、通知を行います。

審査は当財団の認証委員会で行います。審査終了後、その結果を申請者に通知します。評価内容や根拠資料等に疑問がある場合には、その旨を通知しますので、指定された期日までに、回答書を（必要があれば追加書類を添えて）ご提出下さい。

当財団は、回答された結果に基づき再審査しますが、更に疑問が生じた場合には再指摘される場合があります。

## **5. 審査期間**

標準的な審査期間は以下の通りです。申請受理後3ヶ月以内に審査終了としますが、追加指摘等がある場合や、申請者による回答が期限内に行われなかった場合にはこれを越えることがあります。

なお審査終了後、認証書の発送までに、記載内容の確認や認証書の作成作業等の事務手続きを行うため、約2週間の期間を頂きます。

表 審査期間の目安

項目	所要期間	備考
①申請～申請資料の確認	:約2週間	申請資料に不備があった場合には申請は受理されません。
②審査開始～結果の通知	:約2週間	
③申請者による回答期間	:約2週間	審査結果に異議が無ければこの時点で審査終了。
④再審査～結果の通知	:約2週間	
⑤申請者による回答期間	:約2週間	
⑥再々審査～結果の通知	:約2週間	原則としてこの時点で審査終了。

約2～3ヶ月

※これ以降の審査については、申請者の再審査の申し立てにより審査しますが、審査が長期間に及ぶ場合には、追加の審査費用を頂く場合があります。

※審査終了後～認証書の送付までに、約2週間の期間がかかります。

## 6. 評価認証書の発行等

審査が完了しましたら、評価認証書（様式2）を発行いたします。

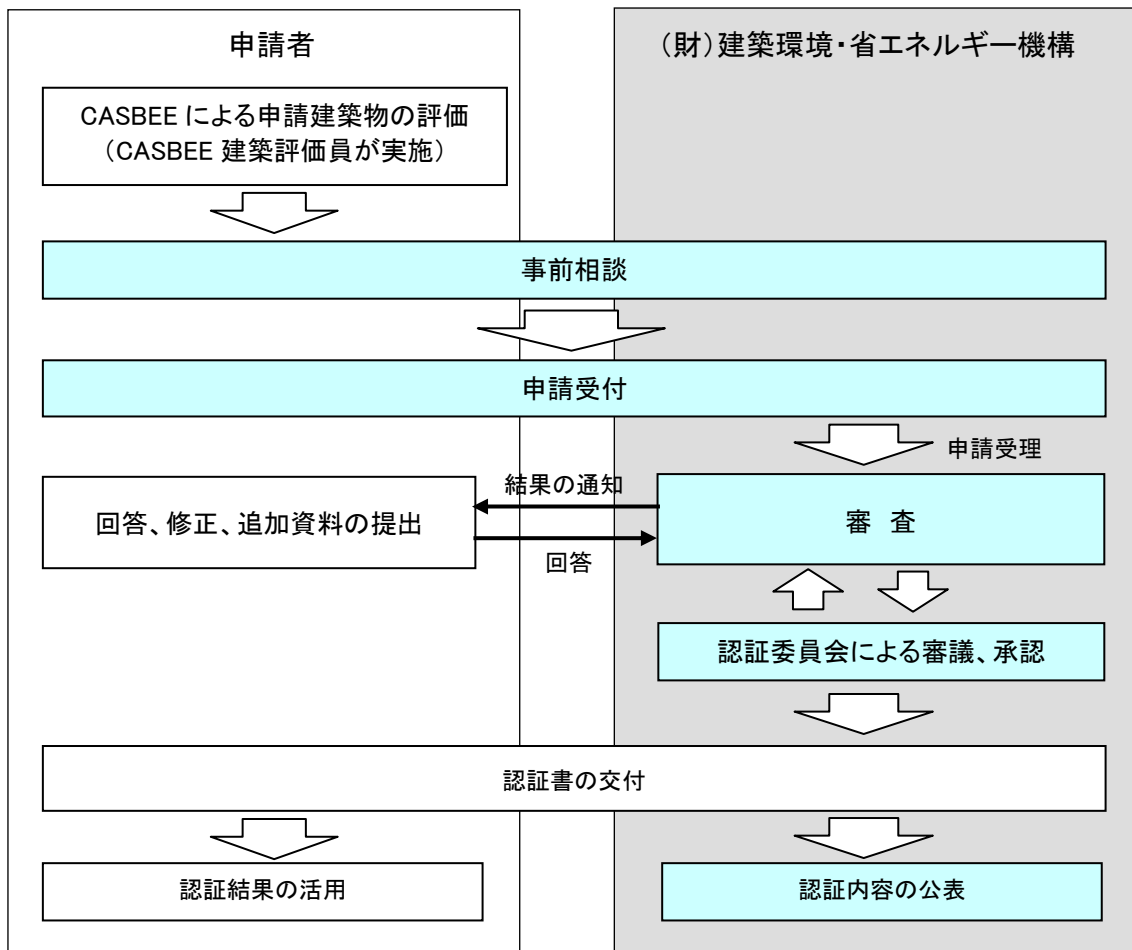
提出された審査資料は、(副)は返却し、(正)は当財団において保管させていただきます。返却する審査資料は、審査の過程で修正や差し替えが発生した場合には、これを反映し審査終了時の内容についてご返却します。修正前の資料や差し替え前の資料は返却できません。

## 7. 評価認証の公表

評価認証書交付後、当財団のホームページにて評価認証を行った旨を公表いたします。公表内容は、「評価認証番号」、「建物の名称」、「申請者」、「建設地」、「建物用途・規模」、「評価ツール・評価段階」、「竣工(予定)日」及び「有効期限」を必須とし、その他事項は協議の上決めさせていただきます。

事務局（問合せ及び申請受付）〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館  
 (財) 建築環境・省エネルギー機構 建築研究部 (担当 吉澤、石田)  
 phone. 03-3222-6693 fax. 03-3222-6696

＜申請～認証までのフロー＞





## ＜CASBEE 建築評価認証 申請に必要な審査資料＞

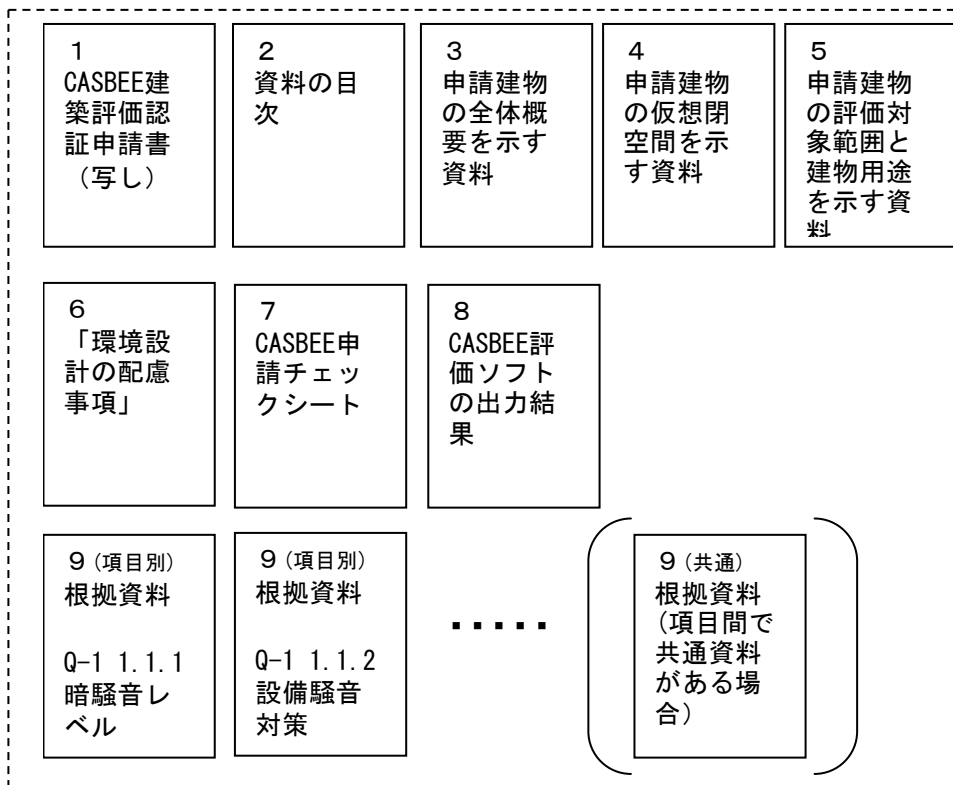
### ＜＜ファイル構成と必要部数＞＞

下記の1～9の資料を、A4 ファイルに順番に綴じ、正本1部、副本1部の合計 2 部を提出して下さい。

- ・ 審査中に修正や変更が生じる場合があるので、全て片面印刷として下さい。A4 サイズを超える資料を添付する場合には、A4 の大きさに折り込んで下さい。資料が1冊に入り切らない場合には、分冊して下さい。
- ・ ファイルの背表紙に、申請物件の名称と申請者名を貼り付けて下さい。ファイルが分冊になる場合には分冊の番号(1/2 など)を記載して下さい。
- ・ 下記1～9の最初のページにインデックスシートを挿入し、各資料の添付箇所が判りやすくなるようにして下さい。
- ・ 9の根拠資料は、項目順に添付しても共通としてもかまいません。図面等を共通とし、その他の計算資料等の詳細については項目毎に添付する方法もあります。別紙2-7を参照の上、各評価項目で評価した内容と根拠資料の関係が明らかになるように作成して下さい。

#### 図 審査資料のイメージ

(下記1～9の資料を A4 ファイルに綴じて下さい)



## ＜＜資料の内容＞＞

### □ 1 : CASBEE 建築評価認証申請書 (写し) → 別紙 1

### □ 2 : 資料の目次

ページ番号は必要ありませんが、ファイルに綴じ込んでいる内容が確認できるようにして下さい。  
特に、ファイルを分冊する場合には、各ファイルの内容が確認できるようにして下さい。

### □ 3 : 申請建物の全体概要を示す資料

#### □ (1) 設計図書

設計概要書、案内図、周辺図(既存建物配置、高さ、緑地等が判るもの)、平面図(1階、基準階)、立面図、断面図、パース、計画地とその周辺が含まれたカラーの航空写真(写真内に方位と計画地を書き入れたもの、または写真内に方位と完成予想図を入れたもの)他) (以上必須)

※これらは概要を示す程度のものであり、全ての図面は必要ありません。

#### □ (2) 他の参考資料 (必要に応じて)

### □ 4 : 申請建物の仮想閉空間を示す資料 (以下の内容が記載されていること) → 別紙 2-3

- (1) 敷地平面図に仮想閉空間の範囲を記入した資料
- (2) 敷地と仮想閉空間の境界が異なる場合はその説明書
- (3) 仮想閉空間内に複数の建物がある場合は各々の建物について説明(按分する面積も記入)

### □ 5 : 申請建物の評価対象範囲と建物用途を示す資料 → 別紙 2-4

- (1) 建築断面図等を利用して各部分の用途区分と評価対象範囲を説明した資料
- (2) 評価対象とする居室、共用部分等の範囲  
Q1～Q2-1の項目で評価対象とした範囲と一致していること。代表室を対象とする場合は、その部分と根拠、及び代表室が占める面積比率を記載して下さい。病院、ホテル、集合住宅の場合には、住居・宿泊部分と、建物全体・共用部分の範囲を明記して下さい。
- (3) 工場に区分される用途の場合で、建物内に居室に該当する部分が無い場合はその説明資料  
居室の部分が延床面積の1割未満であり、居室無しと判断される場合には、面積、比率、対象外とした旨の説明書

### □ 6 : 「環境設計の配慮事項」 → 別紙 2-5

主な計画・設計上の環境配慮事項を記載してください。評価ソフト内の「環境設計の配慮事項」シートと同じ内容を記載して頂いて構いません。

### □ 7 : CASBEE 建築評価認証 申請チェックリスト → 別紙 2-6

申請者記入欄の対応する総ての項目に記入の無い場合には受付できません。「評価の考え方」は審査上、最も重要な部分ですので、レベルを判断した理由と添付した根拠資料の見方について具体的に記入することが必要です。

(記入例：○○の計算を行った結果、根拠資料の○○ページに記載されている結果を得た。事務室 A ではレベル 3、事務室 B ではレベル 4 であるため、各部分の延床面積で按分を行い、レベル 3.6 と判断した。)

2用途以上の複合用途建築物の場合、チェックリストは用途毎に作成して下さい。

### □ 8 : CASBEE 評価ソフトの結果出力 (入出力結果)

評価ソフトに採点をした結果を添付して下さい。評価ソフトの各ワークシートを順番に全ページ出力して下さい。(モノクロ出力でもかまいません。)必ず評価ソフトが最新バージョンであることを確認してください(バージョン番号はメインシートの右上に表示)。最新版の情報は、CASBEE のホームページに掲載されております。

2用途以上の複合用途建築物の場合には、1用途毎に単用途建築物とした場合の結果を出力して下さい。また、「複合用途建築物評価ソフト」により建物全体の結果を集計した結果も併せて出力して下さい。「複合用途建築物評価ソフト」は、CASBEE のホームページから無料でダウンロードできます。

□ 9 : **根拠資料** →別紙2-7

各項目の評価根拠となる資料を提出して下さい。根拠資料は項目順に添付しても、項目間で共通の資料としてまとめても、いずれでもかまいません。ただし共通資料とした場合は、各々の項目の根拠が明確に判断できるように、資料中に項目番号、名称、根拠等を記入してください。資料中のどの部分が判断根拠であるのかが明確にされていない場合には、申請を受け付けません。

項目順に添付された場合でも、根拠部分が明確になるように蛍光ペン等でマークするなど、図面中の参照すべき部分を明示して下さい。また必要に応じて、資料中に計算式、説明等を追記してください。複合用途建築物の場合には、各項目の中で用途毎に分けてファイリングすることを原則としますが、複数用途で共通の資料とする場合には、その資料がどの用途の資料なのかを明記して下さい。

(根拠資料の例)

- 設計図書：各評価項目に関する図面、仕様書（平面図、立面図、断面図、パース、仕上げ表、部材一覧(リサイクル材等明記)、設備仕様書、設備系統図、設備機器表など)
- 省エネルギー計画書、性能評価書
- 近隣状況がわかる資料
- エネルギー消費量実績資料（CASBEE-既存の評価では必須）
- 室内環境、地域環境実測・調査資料
- カタログ、メーカ技術資料、性能データ

(注1) 根拠資料は、原則として全ての項目で必要です。ただし評価レベルが1の場合など、その項目の最低レベルを評価した場合には、根拠資料の提出は不要です。

(注2) CASBEE-新築及び新築（簡易版）の評価では、原則として、設計図書に明記され採用されることが確定しているもののみ評価対象となります。そのことを示す資料がない場合は、最低のレベルとなります。また設計図面は、工事名称が記入されたものとします。

□ **その他：評価ソフトの電子データ**

8の評価ソフトのデータを、CDROM またはフロッピーディスクに記録したものを申請時にご提出下さい。

## ＜4. 申請建物の仮想閉空間を示す資料＞

平面図により、評価対象となる仮想閉空間の境界ライン、建物の配置を明示すること。各項目の評価は総て同一の仮想閉空間で評価し、この範囲が項目毎に変わってはならない。図-1 は、CASBEE の基本原則である、一敷地内に一建物の状態で申請する場合を表している。

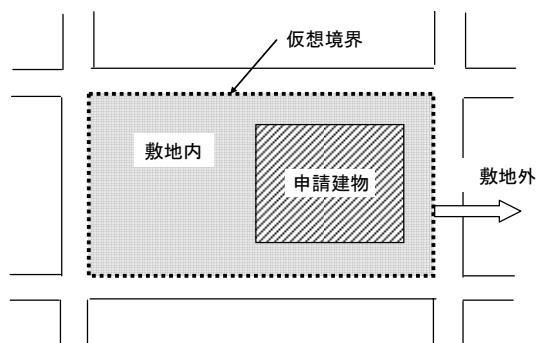


図-1 一敷地一建物として評価

CASBEE では原則として、仮想閉空間の内部にある建物は全て評価する必要があり、一部の建物のみ、もしくは建物内の一部の部分のみを取り出して評価することはできない。従って、敷地内に複数の建物がある場合は、図-2 のように申請建物を含む範囲で仮想閉空間を設定し、一敷地一建物の状態で申請することが必要である。

ただし用途上不可分の関係にある建物や、人工地盤上にある建物など、複数棟を1建物と見なせる場合には、それらの建物を含む敷地の範囲で申請することができる。図-3 に示すように複数棟をまとめて申請する場合には、原則として複合用途建築物の場合と同様に、棟毎に評価しそれぞれの延床面積で按分し評価する必要がある。

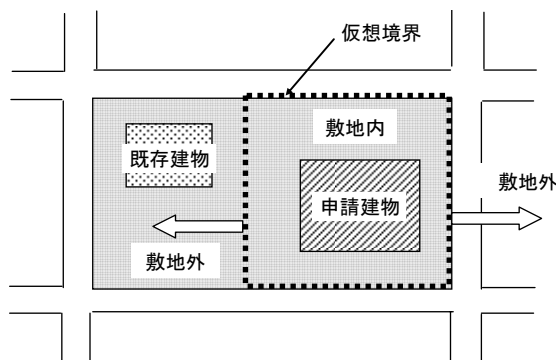


図-2 申請建物の範囲で仮想閉空間を設定する場合

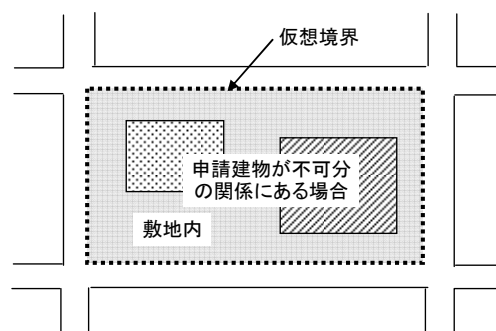


図-3 複数建物を含む範囲で仮想閉空間を設定する場合

## < 5. 申請建物の評価対象範囲と建物用途を示す資料 >

評価を行うに当たり、申請建物の評価対象とした部分を明確にしなければならない。下記の参考例を基に、評価対象の範囲を平面図、断面図等を利用して作成する。

### ① 非住宅系用途（事務所、学校、物販店、飲食店、集会所）の場合

非住宅系用途の建築物の場合、Q3、LR3 を除く項目の評価範囲は原則として建物全体となる。その中で Q1（室内環境）～Q2 の 1（機能性）の評価では、建物内の居室に相当する部分で評価する必要がある。建物を代表する居室部分で評価する場合には、評価対象範囲の合計が、建物全体の延床面積の 50%以上を占める必要がある。評価対象とした居室が複数あり、居室の仕様が異なる場合は、各々の居室を個別に評価し、各部分の面積比率で按分し評価する必要がある。評価対象とした居室の対象範囲は、面積割合も含めて図面等に明記する。なお評価に用いる基準は、<建物全体・共用部分>の基準を用い、<住居・宿泊部分>の基準は用いない。

Q3、LR3 の評価対象は、建物全体及び仮想閉空間内部の外部空間を含む範囲とする。

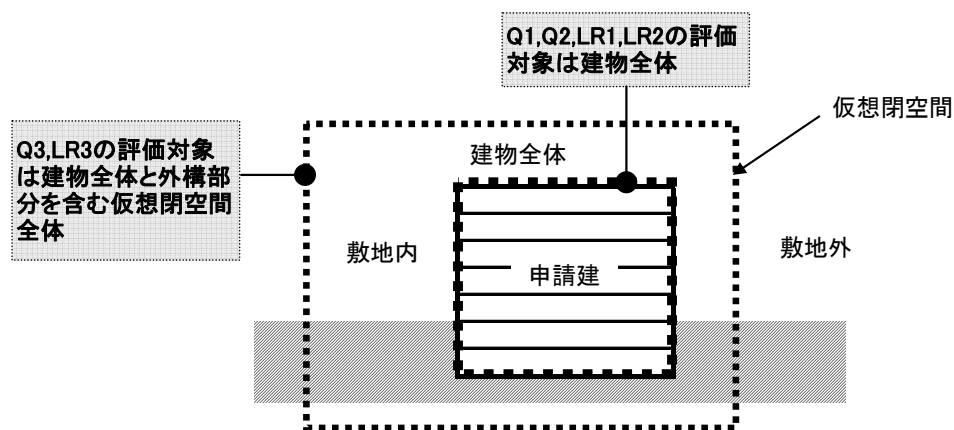


図 4 非住宅系用途の評価対象範囲

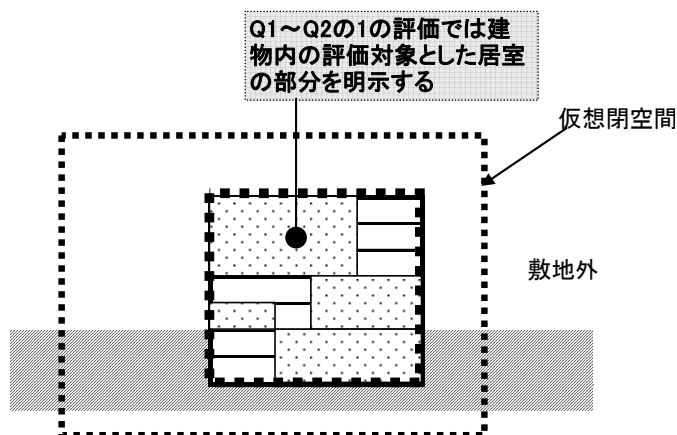


図 5 Q1～Q2 の 1 の評価対象範囲

② 住宅系用途（病院、ホテル、集合住宅）の場合

病院、ホテル、集合住宅の住宅系用途の建築物の場合、Q1 と Q2 の評価は住宅の専有部分または個室・病室に相当する部分と、共用部分に分けて評価する必要がある。その際、専有部分または個室・病室に相当する部分は、＜住居・宿泊部分＞の基準で評価し、その他の共用部分は＜建物全体・共用部分＞の基準を用いて評価する。また、Q2 の 2～3 については、＜住居・宿泊部分＞に「評価しない」と書かれている場合には、＜建物全体・共用部分＞の評価基準を用い、専有部分または個室・病室部分を含む建物全体で評価する。

①の場合と同様に、Q1～Q2 の 1 の評価において、代表とする専有部分等や共用部分で評価する場合には、評価対象範囲の合計が、専有部分等または共用部分の延床面積のそれぞれ 50%以上とする必要がある。評価対象とした居室が複数あり、居室の仕様が異なる場合は、各々の居室を個別に評価し、各部分の面積比率で按分し評価する必要がある。評価対象とした居室の対象範囲は、面積割合も含めて図面等に明記する。

LR1、LR2 の評価対象は、共用部分、専有部分等の別はなく、建物全体とする。

Q3、LR3 の評価対象は、建物全体及び仮想閉空間内部の外部空間を含む範囲とする。

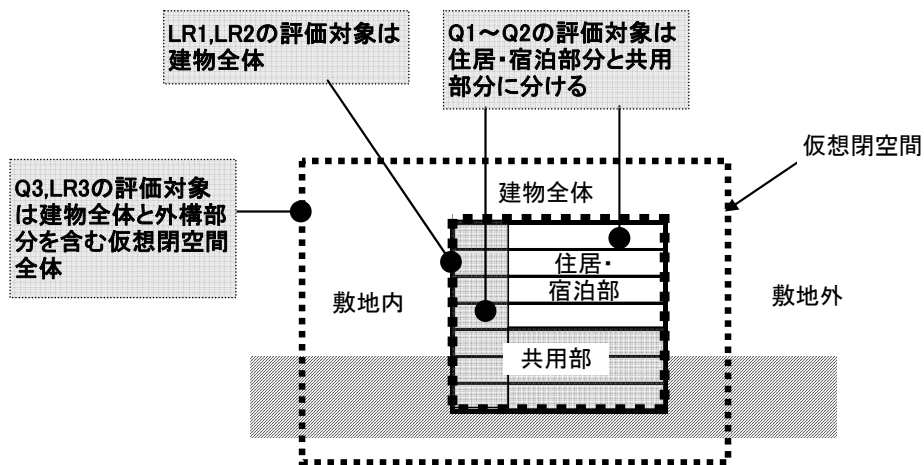


図 6 住宅系用途の評価対象範囲

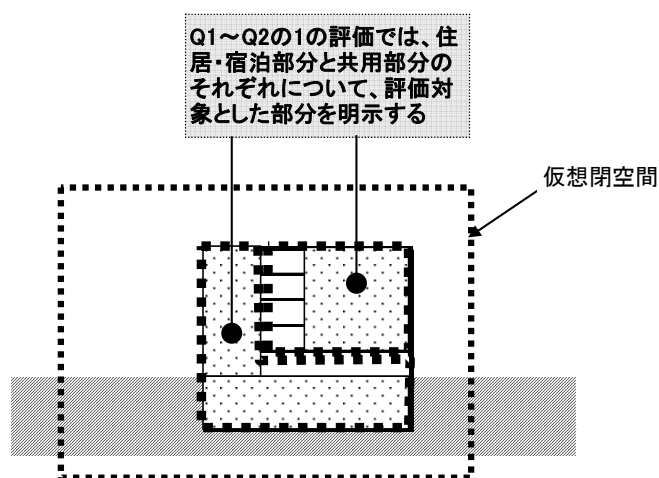


図 7 Q1～Q2 の 1 の評価対象範囲

③ 工場（倉庫、駐車場等を含む）の場合

工場等の場合には、Q1（室内環境）～Q2 の 1（機能性）の評価は、建物内の事務室等の居室に相当する部分が評価対象となる。もし居室に相当する部分が、建物全体の延床面積の 1 割未満である場合には、居室に相当する部分が無いものとし、全て評価対象外とする。

Q2 の 2～3、LR1、LR2 の評価対象は建物全体とする。

Q3、LR3 の評価対象は、建物全体及び仮想閉空間内部の外部空間を含む範囲とする。

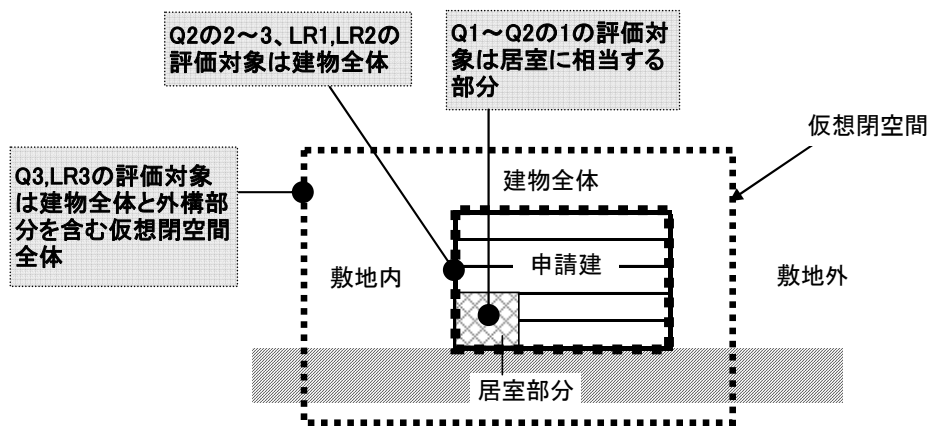


図 8 工場等の評価対象範囲

④ 複合用途建築物の場合

2 用途以上の複合用途建築物の場合には、各用途の範囲を明確にするとともに、各用途の中で評価対象とした範囲を明示する。その際の設定方法については①～③で示す用途毎の評価範囲の設定方法に準じる。

Q3 と LR3 の評価対象については、評価対象が建物全体及び仮想閉空間内部の外部空間を含む範囲となるため、用途による違いは無い（評価結果も用途による違いはない）。

建物用途のうち、建物全体の延床面積の 1 割未満の用途については、単独の用途として評価する必要はない（他用途のうちのいずれかの用途に含めて評価する）。

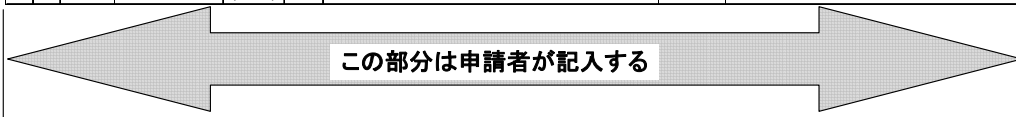
## ＜ 6. 環境設計の配慮事項 ＞

CASBEE 建築評価認証 環境設計の配慮事項	
建物名称	
建物用途	
申請者	
項 目	計画上の配慮事項
総 合	
Q1 室内環境	
Q2 サービス 性能	
Q3 室外環境 (敷地内)	
LR1 エネルギー	
LR2 資源・ マテリアル	
LR3 敷地外環境	
その他	

## ＜7. 申請チェックシート＞

申請チェックシートの申請者記入欄の必要事項を記入して下さい。このチェックシートには、各項目の必要となる根拠資料のチェック欄や、「評価の考え方」を記載する欄があるので、下記参考例を参照の上、全ての項目に記入して下さい。複合用途建築物の場合には、用途毎にチェックシートを作成して下さい。記入漏れがある場合には申請は受理できません。

CASBEE建築評価認証 申請チェックリスト(Q1)		建築物名称	評価ツール	CASBEE-新築(2008年版)	建物用途		
平成20年8月13日案		申請者	評価ランク	S	本シートの建物用途 (複合用途の場合)		
評価項目	申請者記入欄				審査側記入欄		
	評価レベル /ポイント	チェック欄	判断の根拠とする資料 「全体・共用」と「住居・宿泊」の資料を明確にすること	資料NO. /頁	評価の考え方(判断の根拠を具体的に記入) ※評価した項目毎に説明すること。	判定 コメント	
全般							
1	音環境						
1.1	騒音						
5	Q1	1.1.1	暗騒音レベル	全体・共用 <input type="checkbox"/> レベル ( ) 住居・宿泊 <input type="checkbox"/> レベル ( )	新築:①予測による場合には以下の資料を提出のこと <input type="checkbox"/> 外部騒音の測定結果(幹線道路や鉄道など、近隣に騒音発生源がある場合には必須) <input type="checkbox"/> 敷地境界の騒音測定データ <input type="checkbox"/> 内部騒音の発生状況(空調騒音など設備機器から発生するもの) <input type="checkbox"/> 開口部または外壁による透過損失の計算資料(文献資料等を参照しても可) 新築:②実測による場合 <input type="checkbox"/> 居室内の騒音実測データ(測定地点も記載のこと) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 既存:実測データ(測定地点も記載のこと) ※レベル3以下については新築と同様としても良い。 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 要修正
6	Q1	1.1.2	設備騒音対策(新築)	全体・共用 <input type="checkbox"/> レベル ( ) 項目数 ( ) 住居・宿泊 <input type="checkbox"/> レベル ( ) 項目数 ( )	新築:「評価する取組み」の表中で、採用している各対策の具体的な内容と設置位置が判る資料(下記) <input type="checkbox"/> 図面、設備仕様、カタログ等 ※表中で評価した各項目の内容が全て確認できること <input type="checkbox"/> 設備機器の発生騒音値 <input type="checkbox"/> 評価レベルに必要な取組み項目数を満たしている。 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 要修正
(6)	Q1	1.1.2	等価騒音レベル(既存)	全体・共用 <input type="checkbox"/> レベル ( ) 住居・宿泊 <input type="checkbox"/> レベル ( )	既存:執務時間中の等価騒音レベルが確認できる資料 <input type="checkbox"/> 実測データ(測定地点も記載のこと) <input type="checkbox"/> ※レベル3以下については現地調査による定性的評価でも良い		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 要修正



### 【記入例】

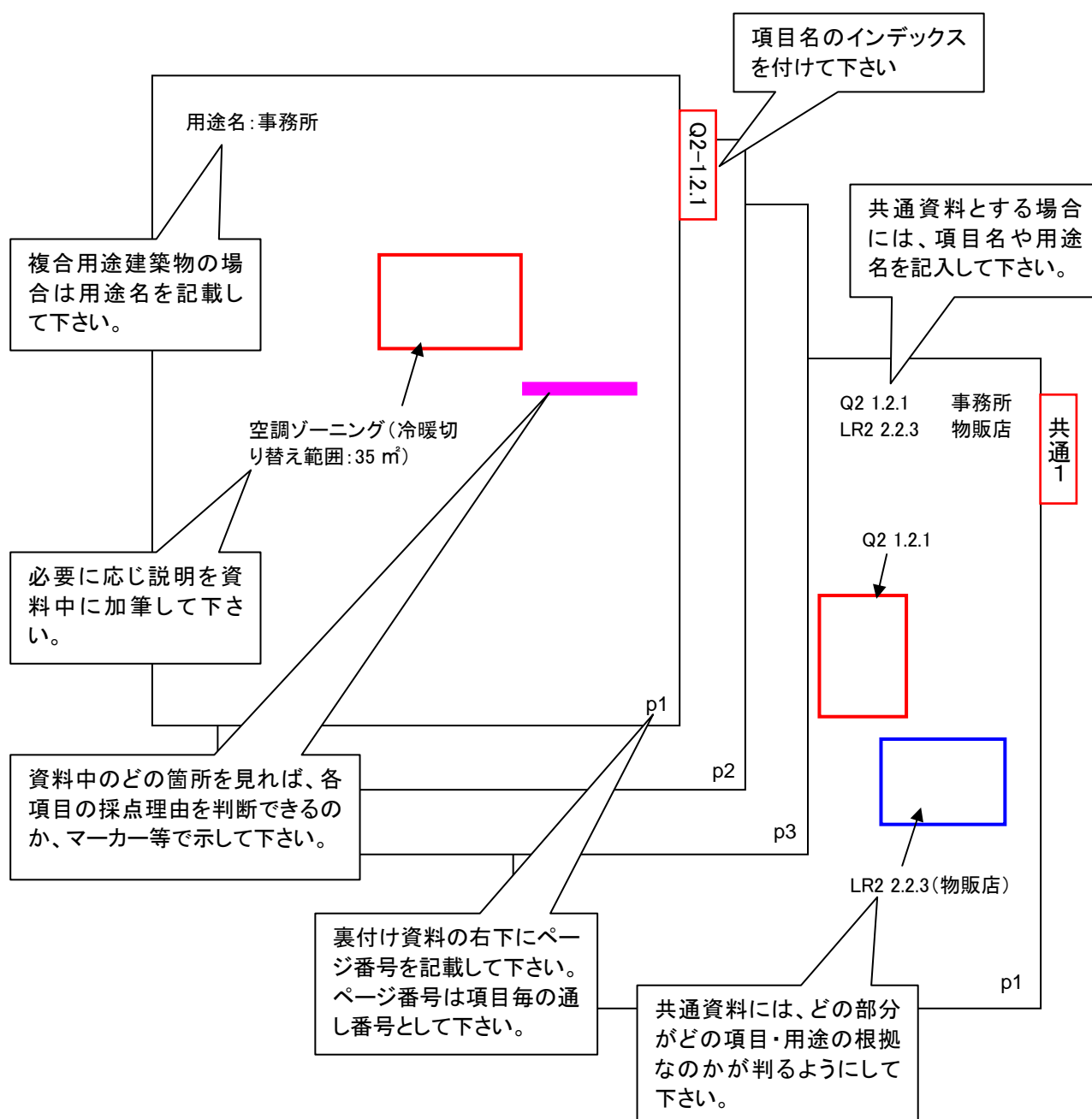
評価項目	申請者記入欄				審査側記入欄		
	評価レベル /ポイント	チェック欄	判断の根拠とする資料 「全体・共用」と「住居・宿泊」の資料を明確にすること	資料NO. /頁	評価の考え方(判断の根拠を具体的に記入) ※評価した項目毎に説明すること。	判定 コメント	
全般							
1	音環境						
1.1	騒音						
5	Q1	1.1.1	暗騒音レベル	全体・共用 <input checked="" type="checkbox"/> レベル ( 4 ) 住居・宿泊 <input checked="" type="checkbox"/> レベル ( 4 )	新築:①予測による場合には以下の資料を提出のこと <input checked="" type="checkbox"/> 外部騒音の測定結果(幹線道路や鉄道など、近隣に騒音発生源がある場合には必須) <input type="checkbox"/> 敷地境界の騒音測定データ <input checked="" type="checkbox"/> 内部騒音の発生状況(空調騒音など設備機器から発生するもの) <input type="checkbox"/> 開口部または外壁による透過損失の計算資料(文献資料等を参照しても可) 新築:②実測による場合 <input checked="" type="checkbox"/> 居室内の騒音実測データ(測定地点も記載のこと) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 既存:実測データ(測定地点も記載のこと) ※レベル3以下については新築と同様としても良い。 <input type="checkbox"/>	全体・共用: 暗騒音レベルが41dB(A)となるためレベル4と評価した。 住居・宿泊部分: 実測データの暗騒音レベルが42dB(A)となるためレベル4と評価した。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 要修正
6	Q1	1.1.2	設備騒音対策(新築)	全体・共用 <input checked="" type="checkbox"/> レベル ( 3 ) 項目数 ( 4 ) 住居・宿泊 <input checked="" type="checkbox"/> レベル ( 4 ) 項目数 ( 6 )	新築:「評価する取組み」の表中で、採用している各対策の具体的な内容と設置位置が判る資料(下記) <input checked="" type="checkbox"/> 図面、設備仕様、カタログ等 ※表中で評価した各項目の内容が全て確認できること <input checked="" type="checkbox"/> 設備機器の発生騒音値 <input type="checkbox"/> 評価レベルに必要な取組み項目数を満たしている。 追加資料は、チェックしここに資料名記入	全体・共用: 評価する項目数が4項目のためレベル3と評価した。 住居・宿泊部分: 評価する項目数が6項目のためレベル4と評価した。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 要修正
(6)	Q1	1.1.2	等価騒音レベル(既存)	全体・共用 <input type="checkbox"/> レベル ( ) 住居・宿泊 <input type="checkbox"/> レベル ( )	既存:執務時間中の等価騒音レベルが確認できる資料 <input type="checkbox"/> 実測データ(測定地点も記載のこと) <input type="checkbox"/> ※レベル3以下については現地調査による定性的評価でも良い		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 要修正

## < 9. 根拠資料 > について

根拠資料は、評価項目と根拠となる部分の関係が判るように作成して下さい。何も記載が無い資料については受付できません。各資料には、図の様にページ番号を記載するとともに、資料中のどの部分が採点根拠となっているのかが明確に判断できるように、マーカー等で適宜加筆して下さい。

申請チェックシートの「資料 No./頁」欄には、「Q2-1.2.1/p.9」、「共通 1/p.10」などと記載し、必ず根拠資料中の頁番号と一致するようにして下さい。

また、審査過程で根拠資料の追加や、差し替えを行う場合には、その資料にも同様にページ番号を記載し、どの資料の差し替えか、どの部分に資料を追加するのかが判るようにして下さい。



(様式 2)

評価認証番号 IBEC- -

# CASBEE® 建築評価認証書

建築物総合環境性能評価認証制度要綱第8条の規程に基づき評価した結果、CASBEEによる建築物の総合環境性能評価が的確であると認証する

## 評 価                      ランク

建築物名称 :  
申請者 :  
建設地 :  
評価段階 :  
評価ツール :  
有効期限 :

(交付年月日)

財団法人 建築環境・省エネルギー機構

理事長

## C A S B E E 建築評価認証費用

建築物総合環境性能評価認証制度要綱第3条第2項に基づく建築物の評価認証費用は次のとおりとする。

また、認証更新または再評価（当該建築物の2回目以降の評価）認証の場合は、下表金額の70%とする。

なお、評価認証業務として関係者の旅費等が生じた場合には、財団の旅費規程等により、申請者がその都度負担するものとする。

(単位：円)

申請建築物の規模	用途	金額	消費税	計
延べ面積 10,000㎡未満	単一用途	600,000	30,000	630,000
	2用途複合	780,000	39,000	819,000
	3用途複合	960,000	48,000	1,008,000
	4用途以上	1,140,000	57,000	1,197,000
延べ面積 10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	750,000	37,500	787,500
	2用途複合	975,000	48,750	1,023,750
	3用途複合	1,200,000	60,000	1,260,000
	4用途以上	1,425,000	71,250	1,496,250
延べ面積 50,000㎡以上	単一用途	900,000	45,000	945,000
	2用途複合	1,170,000	58,500	1,228,500
	3用途複合	1,440,000	72,000	1,512,000
	4用途以上	1,710,000	85,500	1,795,500